

和歌山大学教育学部附属特別支援学校高等部授業料免除及び徴収猶予規則

制 定 昭和52年11月 8日

最終改正 平成19年 6月 1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 和歌山大学教育学部附属学校規則第36条及び第38条の規定に基づき、和歌山大学教育学部附属特別支援学校高等部における授業料の免除及び徴収猶予に関する取扱いについては、他に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 授業料の免除

(免除の基準)

第2条 授業料の免除は経済的理由により納付が困難であり、かつ、特に教育効果の顕著な生徒については、保護者の申請に基づき、附属特別支援学校長、教頭、高等部主事及び担任教員で構成する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て学長が許可する。

2 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」施行令第2条第3号に該当する生徒については、第3条、第10条、第11条及び第12条に該当する場合を除き原則として許可しない。

3 停学中の者又は性行不良の者は許可しない。

第3条 生徒の学資を主として負担している者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合は保護者の申請に基づき、選考委員会の議を経て学長が災害発生の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納期限前である場合においては、当該期分の授業料についても免除することがある。

(免除者の推薦)

第4条 校長は選考委員会の選考を経た上推薦順位を定め、推薦一覧表を付して学長に提出するものとする。

2 授業料納付の困難度を測る基準は「特別支援学校への就学奨励に関する法律」施行令第2条に基づくものとする。

(免除の申請手続)

第5条 免除を受けようとする者は、次の書類により校長を経て学長に願い出るものとする。

(1) 経済的理由による場合は、授業料免除願（様式1号）その他校長が選考に必要と認めた書類

(2) 風水害等の災害による場合は、授業料免除願（様式1号）及び詳細な罹災証明書（市町村長又は警察署長若しくは消防署長の証明書）

(免除許可の時期)

第6条 免除の取扱いは、年度を二期に分け前期は3月31日まで、後期は9月30日までに受理した申請に対し当該期分の授業料について選考の上許可するものとする。

(免除の総額)

第7条 免除の総額は、毎年度当初文部科学省から通知を受けた額を超えないものとする。

教育学部附属特別支援学校高等部授業料免除及び徴収猶予規則

(免除の額)

第8条 免除の額は原則として、各期分についてその全額又は半額とする。

(免除の取消し)

第9条 免除の許可決定後、その免除の理由が消滅した者に対しては、選考委員会の議を経て学長が許可の取消しをする。

(休学による免除)

第10条 生徒が休学の許可を受けた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

第11条 生徒が次の各号の一に該当するときは、未納の授業料全額を免除する。

(1) 死亡又は行方不明のため学籍を除かれたとき

(2) 授業料の未納を理由に退学を命ぜられたとき

第12条 授業料の徴収猶予及び月割分納を許可された者が願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の基準)

第13条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合において、保護者の申請に基づき選考委員会の議を経て学長が許可する。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、特に教育効果の顕著な者

(2) 行方不明の者

(3) 生徒又は生徒の学資を主として負担している者が、風水害その他不慮の災害を受け納付困難と認められた者

(4) その他やむを得ない事情があると認められた者

(徴収猶予の申請手続)

第14条 徴収猶予を受けようとする者は、次の書類により校長を経て学長に願い出るものとする。

(1) 授業料猶予願(様式1号の2)

(2) その他校長が必要と認め提出を求めた書類

(徴収猶予許可の時期)

第15条 徴収猶予の取扱いは、年度を二期に分け前期は4月20日まで、後期は10月20日までに受理した申請に対し当該期分の授業料について選考の上許可するものとする。

(徴収猶予の期限)

第16条 徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

(徴収猶予の取消し)

第17条 徴収猶予の許可決定後、その猶予の理由が消滅した者に対しては、選考委員会の議を経て学長が許可の取消しをする。

(月割分納)

第18条 第13条第1号、第3号及び第4号のうち一の事由により一時に授業料の納付が困難な者は、その申請により月割分納を許可することができる。

2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月5日を納付期限とする。

(月割分納の申請手続等)

第19条 月割分納の申請及び許可の取消しは、第14条、第15条及び第17条の手続に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規則は、昭和52年11月8日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月3日一部改正)

この改正規則は、平成元年3月3日から施行する。

附 則 (平成13年2月28日一部改正)

この改正規則は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第656号)

この改正規則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

教育学部附属特別支援学校高等部授業料免除及び徴収猶予規則

(様式1号)

授業料
全額
半額
免除願

年 月 日

和歌山大学長 殿

年度教育学部附属特別支援学校高等部入学
(学籍番号) 第 号

生徒氏名

保護者住所

氏名

印

下記事情につき、年度 期分授業 全額 半額 を免除下さるよう、別紙関係書類

を添えお願いいたします。

記

(免除願い出理由)

(様式1号の2)

授業料
年 月 日
和歌山大学長
年度教育学部附属特別支援学校高等部入学
(学籍番号) 第 号

猶予
月割分納 願
殿
生徒氏名
保護者住所
氏名 印

下記事由につき、 年度 期分授業料 猶予 下さるよう、別紙関係書
を 月割分納 類

を添えお願いいたします。
記
(願出理由)